

2 最近の優越的地位の濫用事件

件名 措置年月日	内容
平成24年(措)第6号 株式会社エディオン に対する件 平成24年2月16日	取引上の地位が自社に対して劣っている者(以下「特定納入業者」という。)に対し、搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 (課徴金額: 40億4796万円)
平成23年(措)第13号 日本トイザラス(株) に対する件 平成23年12月13日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者(以下「特定納入業者」という。)に対して、次の行為を行っていた。 ① 売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該売上不振商品等を返品していた。 ② 自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。 (課徴金額: 3億6908万円)
平成23年(措)第5号 株式会社山陽マルナカ に対する件 平成23年6月22日	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者(以下「特定納入業者」という。)に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、商品の移動等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際し、特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がないなどにもかかわらず、金銭を提供させていた。 ③ 自社の食品課が取り扱っている商品(以下「食品課商品」という。)のうち、自社が独自に定めた販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、返品していた。 ④ 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品のうち、全面改装に伴う在庫整理等を理由として割引販売を行うこととしたものについて、これらの商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。 ⑤ クリスマス関連商品の販売の際し、仕入担当者から、懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示するなどの方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。 (課徴金額: 2億2216万円)
平成22年(措)第17号 ロイヤルホームセンター(株) に対する件 平成22年7月30日	納入業者に対し ① 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ② 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えの際し、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ （略）

六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなった日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

第二十条 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

〔優越的地位の濫用に係る課徴金〕

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定

める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

【参考】 平成21年独占禁止法改正法附則第5条（課徴金に関する経過措置）の規定により、違反行為のうち、平成22年1月1日に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

平成21年独占禁止法改正法附則（抄）

（課徴金に関する経過措置）

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

○ **平成21年独占禁止法改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）**

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 （略）

○ **平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法（抄）**

（優越的地位の濫用）

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三～五 （略）

4 優越的地位の濫用に係る課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者が独占禁止法第19条の規定に違反する行為（第2条第9項第5号に該当するもの〔優越的地位の濫用〕であって、継続してするものに限る。以下「違反行為」という。）をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第20条の6）。

（注1）違反行為について第20条の6の規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない（平成21年独占禁止法改正法附則第5条）。

（注2）違反行為をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2⑳）。また、課徴金納付命令を受ける前に、違反行為をした法人が調査開始日以後において子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割により当該事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2㉑※）。

※ 第20条の7において準用する第7条の2㉑の規定は、施行日以後に立入検査が行われた場合（立入検査が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた場合）に適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条④）。

(2) 課徴金額の計算

課徴金額は、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間（最長3年間）における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額（当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額）に課徴金算定率（一律1%）を乗じて計算する。

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付をすることができない（第20条の6）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第20条の7、第7条の2㉒）。